

税の申告はお早めに

市・都民税の申告

2月1日(火)～3月15日(火)

所得税の確定申告

2月16日(水)～3月15日(火)

市・都民税の申告受付が始まりました。



申告受付期間・場所・時間

▼2月1日(火)～15日(火)は商工会館2階会議室
 ※ただし、2月4日(金)～8日(火)は商工会館3階ホール
 ▼2月16日(水)～3月15日(火)は、商工会館3階ホール
 ※土曜・日曜・祝日を除く午

前9時～11時30分まで受付
 ・午後1時～4時まで受付。
 なお、水曜夜間・土曜の開庁時間内に限り市役所2階課税課市民税係で市・都民税の申告書の受付を行います。(所得税の確定申告は受付できません。)

問合せ 課税課市民税係

申告受付日	受付時間	受付場所	税務署	税理士	市職員
2月 1日(火)～3日(木)	9:00～11:30,13:00～16:00	商工会館2階			○
4日(金)・7日(月)・8日(火)	9:30～11:30,13:00～15:00	商工会館3階	○	○	
9日(水)・10日(木)	9:00～11:30,13:00～16:00	商工会館2階			○
11日(祝)・12日(土)・13日(日) ※税理士会無料相談	10:30～12:00,13:30～16:00	福生駅プチギャラリー		○	
14日(月)・15日(火)	9:00～11:30,13:00～16:00	商工会館2階			○
16日(水)～18日(金)	9:00～11:30,13:00～15:30	商工会館3階		○	
20日(日)	9:00～11:30,13:00～16:00	青梅税務署	○		
21日(月)～25日(金)	9:00～11:30,13:00～15:30	商工会館3階		○	
27日(日)	9:00～11:30,13:00～16:00	青梅税務署	○		
28日(月)	9:00～11:30,13:00～15:30	商工会館3階		○	
3月 1日(火)～15日(火)※土曜・日曜は除く	9:00～11:30,13:00～16:00	商工会館3階			○

※水曜夜間・土曜の開庁時間内に限り、市役所2階課税課市民税係で市・都民税の申告書は受付します。(所得税の確定申告は受付できません。)
 ※商工会館は市役所の向かい側です。

所得税の確定申告

所得税の確定申告と納税は、3月15日までです。申告書は郵送でも提出できます。なお、控えが必要な方は返信用封筒と切手を同封してください。

問合せ 青梅税務署 〒198-8530 青梅市東青梅4-13-4 ☎0428-22-3185へ。

ご利用ください

申告の無料相談

◆ 青梅税務署による「確定申告出張相談会」
 日時 2月4日(金)・7日(月)・8日(火) 午前9時30分～11時30分
 午後1時～3時
 場所 商工会館3階ホール
 ※譲渡所得・贈与税については、税務署でご相談ください。

◆ 青梅税務署の特別「確定申告相談・受付」
 日時 2月20日(日)・27日(日)
 場所 青梅税務署
 問合せ 青梅税務署 ☎0428-22-3185

◆ 東京税理士会青梅支部「所得税還付申告の無料相談会」
 日時 2月11日(金)～13日(日)
 場所 福生駅プチギャラリー
 2階 午前10時30分～正午・午後1時30分～4時
 相談内容 所得税申告書等の作成・指導、医療費控除・住宅借入金等の特別控除など(譲渡所得・内容が複雑な方

を除きます。)
 問合せ 東京税理士会青梅支部 ☎0428-23-2331

税理士会による

無料申告相談

日時 2月16日(水)～28日(月) 午前9時～11時30分・午後1時～3時30分(土曜・日曜を除く)
 場所 商工会館3階ホール
 ※所得金額が高額な方や相談内容が複雑な方及び譲渡所得・贈与税については税務署でご相談ください。
 問合せ 青梅税務署 ☎0428-22-3185

募集

市役所

パートタイマー募集

職種 一般事務
 募集人員 3名程度
 応募資格 市内在住でパソコンのできる方
 (賃金 福生市パートタイマー雇用規程による)
 勤務日・時間 原則として、毎週月～金曜日 午前9時～午後4時
 試験の方法 面接(日時未定)
 登録合格者は、1年間市役所のパートタイマーとして

登録され、必要に応じて(毎月勤務があるとは限りません。)それぞれの職場に勤務していただきます。(登録が更新される場合があります。)

申込み 2月7日～15日の間に、本人が履歴書を持参のうえ直接、文書職員課人事係(市役所本庁舎2階)へ。

勤務日等 火曜日から土曜日まで1か月の勤務時間が128時間以内

勤務内容 子どもと家庭に係る総合相談業務全般

受験資格 児童福祉司、社会福祉士、保健師、保育士、教員免許のいずれかをお持ちの方、または児童福祉に関し経験と知識のある方

試験の方法 作文及び面接。なお、作文については、申し込み時に作文の課題を渡します。指定された期日までに提出していただきます。

申込み 2月7日～12日の間に、本人が履歴書と資格の証明書の写しを持参のうえ直接、文書職員課人事係(市役所本庁舎2階)へ。

◆ 子ども家庭支援センター嘱託職員募集
 募集人員 1名
 雇用期間 平成17年4月1日～平成18年3月31日(翌年度以降、期間の更新の制度あり)

勤務日等 火曜日から土曜日まで1か月の勤務時間が128時間以内

勤務内容 子どもと家庭に係る総合相談業務全般

受験資格 児童福祉司、社会福祉士、保健師、保育士、教員免許のいずれかをお持ちの方、または児童福祉に関し経験と知識のある方

試験の方法 作文及び面接。なお、作文については、申し込み時に作文の課題を渡します。指定された期日までに提出していただきます。

申込み 2月7日～12日の間に、本人が履歴書と資格の証明書の写しを持参のうえ直接、文書職員課人事係(市役所本庁舎2階)へ。

国保・年金だより

平日夜間及び休日の年金相談をご利用ください

立川社会保険事務所(立川年金相談センターは除きます)では、お仕事などにより平日昼間の相談時間に年金の相談ができない方のために、2月は次のとおり平日夜間および休日の年金相談を実施しますので、ぜひご利用ください。

年金相談に関するくわしいことは、立川社会保険事務所までお問い合わせください。

■ 平日夜間の年金相談
 2月7日(月)・14日(月)・21日(月)、午後7時まで受付

休日の年金相談

2月19日(土)・20日(日)
 午前9時30分～午後4時



国民年金保険料は、「社会保険料控除」の対象になります

平成16年1月から12月までに納付された国民年金保険料は、所得税法上、その全額が社会保険料控除の対象となります。

この場合、生計を同一にする配偶者、親族が支払った保険料も世帯主自身の社会保険料控除の対象とすることができます。

忘れずに申告してください。納めた金額は領収証書等をご確認ください。

金額がわからない場合は、立川社会保険事務所までご確認ください。

問合せ 立川社会保険事務所 ☎523-0351

納期内納税にご協力を！

今月は固定資産税・都市計画税(第4期)、国民健康保険税(第6期)、介護保険料(第6期)の納期です。

口座振替を利用されている方へ

指定の預金口座から2月28日(月)に自動的に振替させていただきますので、残高不足にならないよう注意してください。

納め忘れはありませんか

▶ 市・都民税(第1期・第2期・第3期・第4期) ▶ 固定資産税・都市計画税(第1期・第2期・第3期) ▶ 軽自動車税(全期) ▶ 国民健康保険税(第1期・第2期・第3期・第4期・第5期) ▶ 介護保険料(第1期・第2期・第3期・第4期・第5期)

問合せ 収納課 収納係

